

# 第4回熊本県地域医療構想調整会議

## 次 第

日 時：平成31年（2019年）2月12日（火）  
15：00～（2時間程度）

場 所：熊本テルサ1階「テルサルーム」

開 会

講 演

<目安 説明40分、質疑応答20分>

地域医療構想の進め方及び医師確保対策（「医療法及び医師法の一部を改正する法律」）について 【資料】

講師：厚生労働省医政局地域医療計画課 佐藤 拓也 主査

[ 会 場 整 理 ]

議 事

<目安 医療機関の説明及び協議で20分>

1 「政策医療を担う中心的な医療機関」の役割明確化に関する協議について 【資料1】

熊本市立熊本市民病院

報 告

<目安 各5分>

2 地域医療構想調整会議に関する動向について 【資料2】

3 平成30年度病床機能報告結果（速報）について 【資料3】

4 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料4】

5 各構想区域の地域医療構想調整会議の協議状況について 【資料5】

6 在宅医療に関する報告 【資料6】

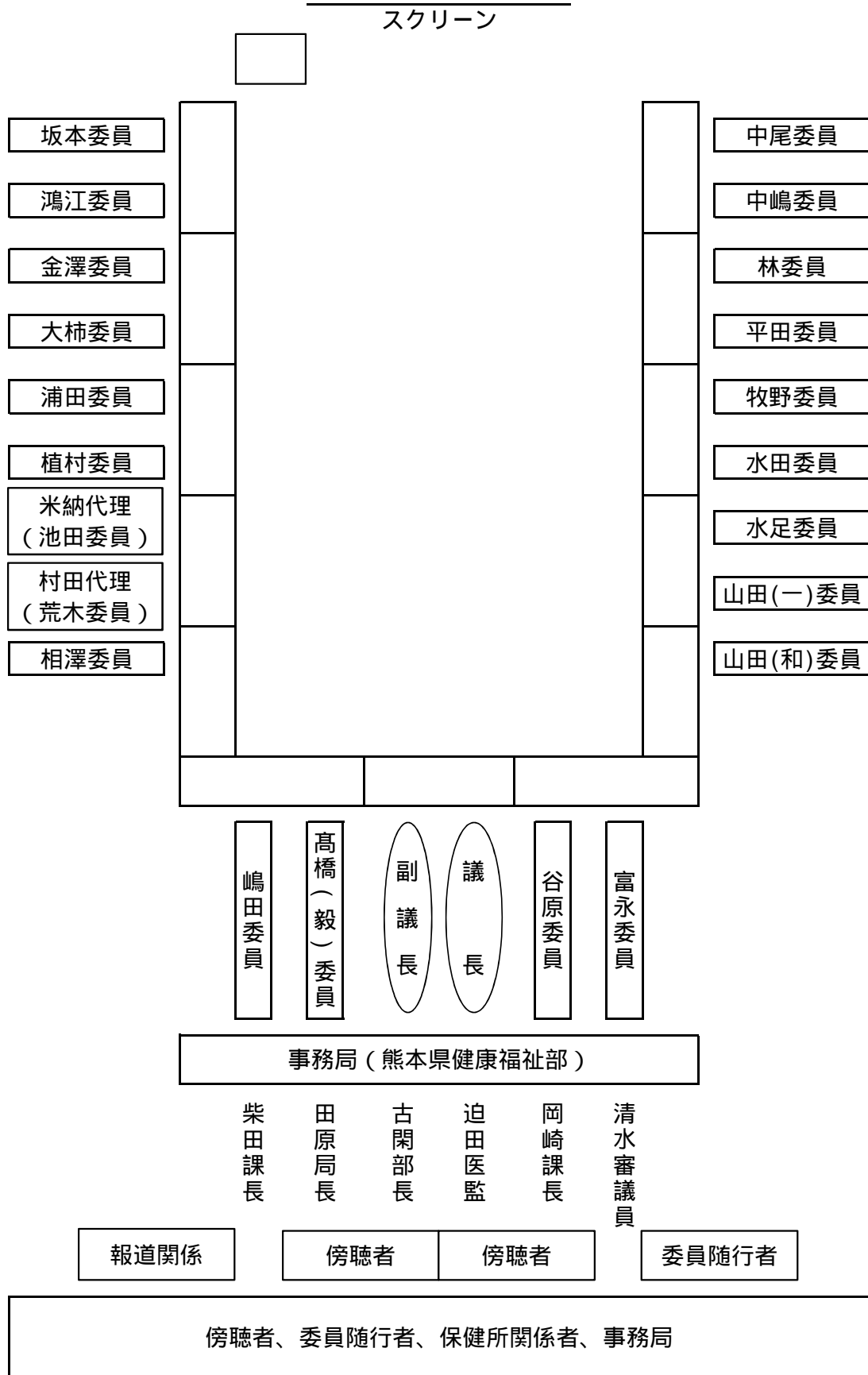
閉 会

第4回熊本県地域医療構想調整会議・出席者名簿

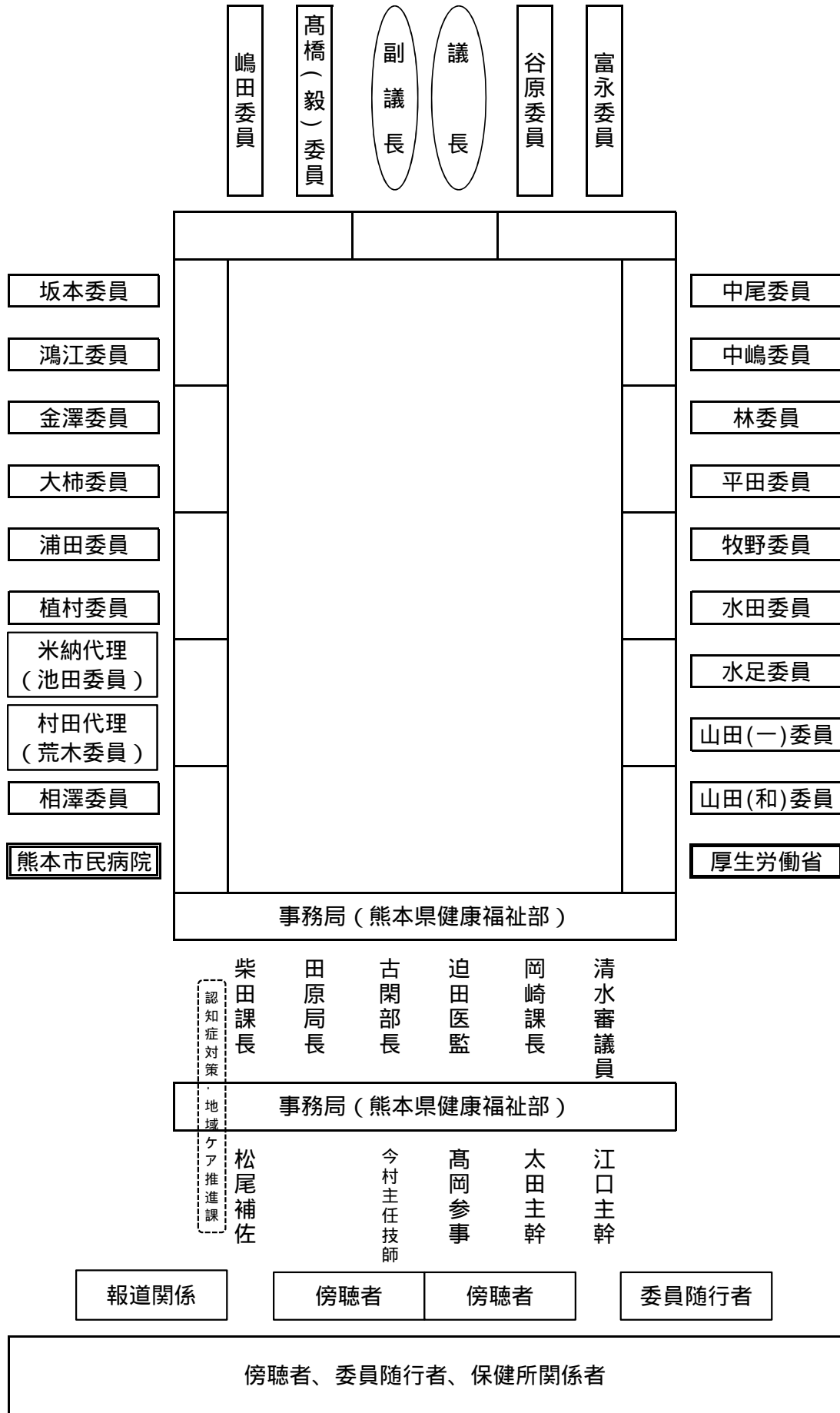
(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	備考
1	相澤 明憲	公益社団法人熊本県精神科協会 会長		
2	荒木 泰臣	熊本県町村会 会長	代理	代理 村田 康宏 主幹
3	池田 泰紀	熊本市健康福祉局長	代理	代理 米納 久美 総括審議員
4	植村 正三郎	公益社団法人熊本県医師会 地域医療構想担当理事		
5	浦田 健二	一般社団法人熊本県歯科医師会 会長		
6	大柿 悟	診療所代表 (ひらきクリニック 副院長)		
7	小野 友道	熊本大学 名誉教授		
8	金澤 知徳	慢性期機能を担う医療機関代表 (青磁野リハビリテーション病院 理事長)		
9	鴻江 圭子	熊本県老人福祉施設協議会 会長		
10	坂本 不出夫	急性期機能を担う医療機関代表 (国保水俣市立総合医療センター 病院事業管理者)		
11	嶋田 晶子	公益社団法人熊本県看護協会 会長		
12	高橋 毅	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター 院長		
13	谷原 秀信	熊本大学医学部附属病院 院長		
14	富永 孝治	公益社団法人熊本県薬剤師会 会長		委員交代
15	中尾 浩一	済生会熊本病院 院長		
16	中嶋 憲正	熊本県市長会 会長		
17	林 邦雄	在宅医療を担う医療機関代表 (林整形外科医院 理事長)		
18	平田 稔彦	熊本赤十字病院 院長		
19	福田 稔	公益社団法人熊本県医師会 会長		
20	牧野 俊彦	熊本県保険者協議会 会長		
21	水田 博志	熊本市病院事業管理者(公益社団法人全国自治 体病院協議会熊本県支部支部長)		
22	水足 秀一郎	回復期機能を担う医療機関代表 (山鹿中央病院 理事長)		
23	山田 一隆	病院代表 (高野病院 理事長 院長)		
24	山田 和彦	一般社団法人熊本県老人保健施設協会 会長		

# 第4回熊本県地域医療構想調整会議 配席図（講演）



# 第4回熊本県地域医療構想調整会議 配席図（会議）



## 熊本県地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、熊本県地域医療構想調整会議(以下「県調整会議」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 県調整会議は、地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 県内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の地域医療構想の推進に必要な事項

### (組織)

第3条 県調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (議長及び副議長)

第4条 県調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、県調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 県調整会議は、議長が招集する。

- 2 県調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

### (会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、県調整会議における意見をまとめて、関係会議に報告する。

( 庶務 )

第 7 条 県調整会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

( 雑則 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 6 月 8 日から施行する。